



▲講師 藤木 和子 氏

◀研修会の様子

【令和6年度 第2回茨城県知的障害者相談員研修会開かれる】

令和6年11月6日（水）、令和6年度第2回茨城県知的障害者相談員研修会が開催されました。セキショウ・ウェルビーイング福祉会館大研修室を会場に、Zoomも併用した研修会でした。知的障害者相談員43名、市町村障害福祉担当者23名が参加しました。

全国障害者とともに歩む兄弟姉妹の会（全国きょうだいの会）副会長、弁護士の藤木和子氏を講師に迎え、「きょうだいの進路・結婚・親亡きあと」というテーマで講演をいただきました。

藤木氏は全国きょうだいの会の活動の他、きょうだいの立場からインターネット上のサイトやX（旧Twitter）でも情報発信をされています。当事者である藤木氏の熱のこもった講演に、参加者からも多くの質問が上がり、藤木氏は法律적인見解を交えながら、丁寧に回答して下さいました。

今後、地域における知的障害者相談員の活動の中で、きょうだいの方から相談を受けることもあるでしょう。藤木氏からも、「きょうだいのあたたかい相談相手、味方でいてほしい」というアドバイスがありました。

【講演】

「きょうだいの進路・結婚・親亡きあと」

全国障害者とともに歩む兄弟姉妹の会 副会長

弁護士 藤 木 和 子 氏

本文中の表記について

- ・全国障害者とともに歩む兄弟姉妹の会：全国きょうだいの会
- ・障害のある人の兄弟姉妹：きょうだい

自己紹介

私は、聴覚障害のある弟と育った「きょうだい」の立場の弁護士です。

全国障害者とともに歩む兄弟姉妹の会（以後、全国きょうだいの会）副会長として活動しています。私自身が、これまで先輩方や仲間に助けられながら、活動を続けてきました。

私の父親は地元埼玉県で弁護士をされていて、小さい頃から、「私は父の仕事を継がなければいけないのだろうか（長男である弟の代わりに）。私と弟の将来はどうなるんだろう」という悩みがありました。

紆余曲折を経て弁護士の国家試験に受かりましたが、弁護士としてどのような分野に進むか、東京都内で就職して実家を出るかなどで悩んでいました。また、交際相手に弟のことをどう伝えればいいか悩んでいたのがきっかけで、2010年、きょうだいの会に参加するようになりました。いろいろな人に悩みを相談しながら、結局、父の弁護士事務所で、父と一緒に働く道を選びました。その後、親が敷いたレールではなく、自分の人生を歩みたいという気持ちが強くなって、結婚を機に父の事務所を辞めて、埼玉から神奈川に移ることになりました。

当時、父の友達や地元の知人から、「お父さんは許してくれたの」と聞かれました。「私がどこで働くか、法律上は誰の許可も要らないはずなのに。でもそれは法律と道徳的な考え方との差なのかもしれない」と、感じました。基本的に、どこに住むか、どの仕事を選ぶかは個人の自由であり、結婚も自分と相手との合意があればできます。本当は親の許可は要らないのですが、人はできれば



親に認めてほしい、応援してほしいという気持ちがあります。

そういう意味では、「私は親の期待にあまり応えられなくて申し訳ない」という気持ちもありました。そこから10年以上経ちましたが、親は、私が自分のやりたい道を選んだことを理解してくれていて、今も応援してくれています。

私の父は弁護士ですが、数年前に癌が見つかり、今も闘病中です。「親亡きあと」の前に、今は親の高齢化問題に向き合っています。

今回の講演では、私はきょうだいの立場でお話させていただきます。もしかしたら、相談員や親の方と思いが違うところもあるかもしれません。それぞれの思いの違いを認めた上で、どうすれば皆が幸せに過ごしていけるのかを目指していきたいと考えています。

全国障害者とともに歩む兄弟姉妹の会の活動について

私は現在、全国きょうだいの会では講演・執筆の他、約2カ月に1回、関東地域でのきょうだいの集まり（対面）に関わっています。自分の体験や近況などを話しながらきょうだい同士で交流します。「同じきょうだいの立場の人に会ってみたい」「進路や結婚、親亡きあとについて他の人がどうしているのかを知りたい」という理由での参加が多いです。東京で開催されますが、関東近県だけでなく他地域から新幹線や飛行機で来られる方もいます。詳しくは全国きょうだいの会のホームページをご覧ください。パンフレットやきょうだいへのアンケート結果も掲載しています。

他にも、シブコト（障害児者のきょうだいのためのサイト）というインターネット上のサイトの運営にも関わっています。シブコトでは、結婚や進路、親が亡くなった経験をされた方について、エピソードがたくさん載っています。今は便利な時代で、全国各地でオンラインでもきょうだいの会が開催されています。シブコトのサイトとX（旧ツイッター）で紹介しています。私も時々、いち参加者として参加しています。

進路

きょうだいにとって、進学・就職の時期が人生の大きな節目になります。

「進学や就職で、実家を出るかどうかで親に反対されている。実家を出たい気持ちはあるが、家族を残していくのも心配だ」という相談が多くあります。小さい頃から親に、「将来、障害のある兄弟姉妹のことをよろしくね」と言われてきて、大人になってもずっとその言葉を背負って、きょうだいにとっては負担になっている場合もあります。

実家を出た後の家族関係や、実家に戻るタイミング等で悩んでいる方が多いです。人によって、

実家の家族を考える割合はそれぞれですが、皆、常に実家のことを気にしていると思います。

職業選択では、障害に関係のある医療や福祉関係の仕事がいいのか、転勤のない公務員のような仕事がいいのか等の悩みもあります。

先日、妹に障害がある兄で、作業療法士になっている方に、その仕事を選んだ経緯を聞きました。

「僕は、小さい頃から妹の様子を見ていて、作業療法士になりたいと思いました。僕はこの仕事が好きだから選んだけれども、きょうだいは自分の好きな仕事を選んでほしいです」と言っていました。これは本当に大事なことだと思います。

結婚

若い20～30代のきょうだいからは、恋愛や結婚に関する相談が多くなってきます。

「交際相手に障害のあるきょうだいのことをどう話せばいいのか」「相手の親に反対されている」「交際相手を自分の人生に巻き込めない」という相談があります。今はいろいろなライフスタイルがあるので、元々結婚する気がない方もいます。それぞれの個人の意思を尊重していくことが大事だと思います。

結婚自体は相手との合意で成立するものです。時々、相手の親の反対にあうケースもありますが、相手の親が歓迎してくださるケースも多くあります。その他に、結婚後、子どもを持つかどうかという悩みもあります。

交際相手に、兄弟姉妹の障害のことを伝えた時期に関しては、付き合い始めや交際期間の途中、既に知っていた、という人もいれば、結婚を決める時に話したという人もいます。相手とのそれぞれの関係性によると思います。

実際に相手に伝えた時、特に問題がなかった人もいれば、問題の程度は様々ですが、何かしら問題があったという人もいます。

きょうだいの会に参加する方の中でも、恋愛や結婚についてかなり悩んでいる方もいれば、「自分の人生なんだから、何を決めるのも自由だ」という考えの方もいます。

もし、きょうだいの方から結婚について相談を受けた場合は、悩んでいる内容をしっかりと受け止めた上で、きょうだい自身がどうしたいのかを一緒に考えていくことが大事だと思います。

親亡きあと

全国きょうだいの会のメンバーの中で、70～80代のきょうだいの方々にとっては、親だけでなく自分自身、障害のある兄弟姉妹の高齢化が、心配事になっています。障害の有無に関係なく、通院

や介護の問題が出てくるからです。

「親が亡くなったら、障害のある兄弟姉妹と同居しなければいけないのだろうか」

「兄弟姉妹の世話やお金の仕送りをしなければいけないのだろうか」「どんな福祉支援が受けられるのか」「成年後見人は何をやるのだろうか」など、いろいろな相談があります。

きょうだいによって、「障害のある兄弟姉妹のことはできるだけやってあげたい」「できるだけ関わりたくない」「最小限の関わりならやってもいい」など、考え方は様々です。きょうだいがどこまで関われるのかを考えながら、支援を組んでいく形になります。

「今は親は元気だが、親なきあとの準備をするために、親と話し合いたいがどうやって話を切り出せばいいだろうか」という相談があります。私も親といろいろ話すきっかけにできるように、本を書きました。

障害のある兄弟姉妹にも、本人が決める権利があります。障害の程度に応じて、本人の意思決定支援、本人に一番何が合っているのか、最善の利益なのかを考える必要があります。

きょうだいのことはきょうだい自身に決める権利があります。具体的には、親の財産を相続するのか、マイナスが多いなら相続放棄をするのか。障害のある兄弟姉妹との関わり方に関しては、同居、別居なら会うペースはどれぐらいにするか。ほぼ会わないのか。

親の健康や生活、終活、財産や遺言など、親のことについては、親自身に決める権利があります。「親に遺言書を書いてほしいのですが、どうすればいいですか」という子どもからの相談がありますが、「親自身の権利なので、親に考えてもらうしかないですね」と答えています。



今、インターネットバンキングを使っている方も多いですが、親が亡くなった後、どこの銀行に口座があるのか全然分からなくて、困ったケースもあります。障害の有無に関係なく、親に財産のリストを作ってもらっておくと、後々、子どもたちは手続きしやすいのですが、本当に難しいところです。

相続に関しては、例えば私の場合、父が先に亡くなると、法定相続分として母が半分、私と弟が1/4ずつの相続分になります。

きょうだいの方から、「親が、障害のある兄弟姉妹に財産を残すけど、お前は世話をしろと言われて、すごく嫌な思いをしたが、法律ではどうなのでしょうか」という相談もあります。家族によっていろいろな事情があると思いますが、子どもたちが皆、平等に感じられるような選択をきちんと話し合っていくことが大事だと思います。

弟は私の3歳下ですが、親は「できれば息子(弟)より長生きしたいね」と言います。私も弟より長生きしたいと思いつつ、自分がいなくても安心だと思えるように、今のうちから考えて、少しずつ、具体的に行動していかなければいけないと思っています。

福祉支援

きょうだいの方によっては、障害のある兄弟姉妹が通所している施設名も知らない場合もあります。もし親に何かあった時に備えて、緊急連絡先として、施設や行政の担当者の名前や連絡先は分かっていると安心です、と伝えています。

きょうだいの方から、「親がきょうだいに関する関係者のことを、なかなか教えてくれない」という相談もあります。親に何かあった時、情報が何もないうきょうだいは困ってしまうので、相談員の皆さんからも親子で情報共有できるように、勧めていただけたらと思います。

「親が障害のある兄弟姉妹について、障害福祉サービスの利用申請をなかなかしてくれない」という相談もあります。障害のある本人の意志や最善の利益を第一に考える必要があります。行政に福祉サービス受給者証や障害年金の申請をしても、発行されるまでには時間がかかるので、なるべく早めの申請を勧めてほしいと思います。

きょうだいから親に言うと、なかなか話を聞いてもらえないこともあります。相談に繋がった場合は、相談員の方からも施設と一緒に見学に行ったり、支援していただけるとありがたく思います。

成年後見人について

きょうだいから、「親から成年後見人になってほしいと言われたけれど、専門家に頼んだ方がいいですか」という相談もありました。きょうだいが成年後見人になる義務はありません。親族やきょうだいが成年後見人になる場合、本人をよく理解していることがメリットになると思いますが、最終的に成年後見人を決定するのは裁判所です。

成年後見人を専門家に頼むと、本人の財産額にもよりますが、報酬額が最低でも月額2万円～かかります。裁判所の決定によっては、本人のことをまったく知らない人が成年後見人になる場合もあるので、本人のことを理解して、信頼できる人に頼む必要があります。本人の財産が多いと、親族と専門家で共同で成年後見人をやってくださいと決定が出る場合もあります。

ちなみに、家族が成年後見人になった場合、裁判所が最終的に報酬額を決めますが、報酬をもらうかどうかを選ぶこともできます。家族だから報酬はいらないというのではなく、きょうだいでも報酬をもらって、財産の管理や定期的に面会に行くのもいいのかと思います。ケースバイケースだと思います。

成年後見人は本人の保護を目的としています。年配の障害者のきょうだいでは、例えば障害のある兄弟姉妹が入院して、延命治療や保険外の治療を行うかの判断を迫られたとき、判断に悩んだという話もあります。法律で割り切れない悩みも出てくるのだと思います。

きょうだいの進路、結婚、親なきあとの悩みには、正解はありません。少しでもよい選択ができればいいなと思っています。それはきょうだいだけではなくて、障害のある兄弟姉妹、親にとってもそうあってほしいと思います。今の社会には制度の限界や福祉サービス利用への心理的ハードルなど、課題は多いのですが、障害のある本人、きょうだい、親、支援者や周囲の人たちが元気で幸せになれるように、今できるベストを尽くしたいよねという話をしています。

障害のある弟がいます。一生、弟の世話をしなくてはいけないのですか

きょうだいの方から、「親が亡くなったら、私は弟と一緒に暮らして、生活費の面倒を見なくてはいけないのでしょうか」という相談があります。

答えは、「No」です。法律上、きょうだいとして、必ずしも障害のある兄弟姉妹の世話をする義務や強制はありません。もちろん障害のある兄弟姉妹にも、選択権があると思います。

世話というと、具体的には同居やお金の仕送りなど生活面の世話などが考えられます。きょうだいの希望や状況に応じて選ぶことができます。きょうだいの関係について、親や周囲の期待と一致しない場合もありますが、きょうだいの悩みも理解しながら、きょうだいの意思を尊重していただけたらと思います。

民法の扶養義務には、強い義務と弱い義務の2種類があります。強い義務とは、例えば未成年の子どもと夫婦間について、自分と同じレベルの生活をさせる義務とされています。弱い義務とは、成人後の親子関係や、兄弟姉妹同士は、余裕がある範囲で助け合う義務とされています。

「余裕がある範囲とはどこまでを指しますか。私は旅行に行ったり、時々ちょっと高めのランチを食べたりするのが趣味ですが、それも我慢しなければいけないですか」という質問があります。基本的に、それらは「余裕がある範囲」には入りません。自分で稼いだお金は自分のために使うことが原則です。一般的には、障害のある兄弟姉妹への仕送りが強制されることはほとんどありません。

全国きょうだいの会のアンケートでは、障害のある方ときょうだいは、別居が7割で、経済的負担については、「ほぼなし」という回答が7割で、多くの方は負担があっても、1年間に1万円以内という回答になっています。

家族間の助け合いが難しい場合は、最終的には国の責任になります。生存権の保障として、生活保護や障害年金、福祉サービスが入ることが必要になります。しかし現実的には、福祉サービスの資源は、まだまだ足りていないのが現状です。

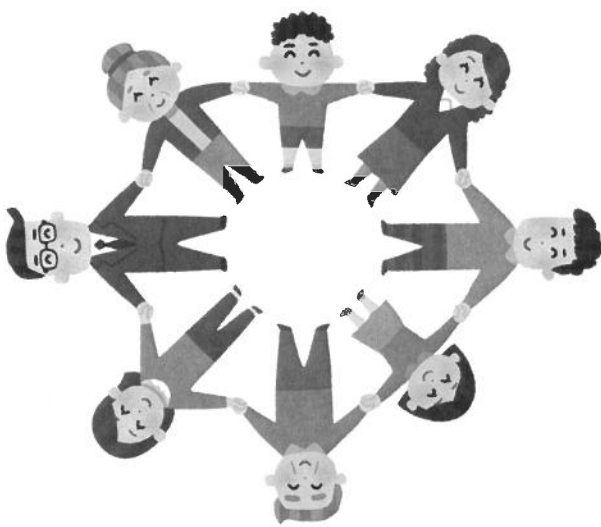
きょうだいは、障害のある兄弟姉妹に対して、できることはしたいと思ってる人がたくさんいますが、「法律で障害のある兄弟姉妹の世話を強制されるわけではないと知って安心しました」という声も聞きます。「まずは自分の生活を犠牲にしないで、余裕があればできる範囲の援助をすればいい。自分の生活や人生はまず大切にしてほしい」と、伝えています。それに関しては親についても一緒に、自分のことを犠牲にしすぎず、自分のことを大切にしてほしいと思います。

全国きょうだいの会の先輩から聞いたお話です。その先輩は、弟に障害があります。

「きょうだいとして、必要な手助けはするけれども、互いにそれぞれの人生を大切に生きて、自分を犠牲にするのを避けたい。障害のある弟が良い支援者と出会って、自分がいなくても大丈夫だと思えたのが本当によかった」という経験を話してくれました。これが最終的な目標だと思います。

憲法の自己決定権、幸福追求権という考え方が重要です。これはきょうだいだけではなく、障害のある方や親、皆さんもそうですが、自分の人生を自分で決めて、自分の幸せを求める権利があります。全員の幸せが一致すれば一番ですが、人間同士なので、対立したり、調整が必要になる場合もあります。

法律では自由であっても、自分の家族以外に親族や世間の目というプレッシャーを感じる方が多いです。地域差も大きいと思います。その人の意思を尊重する大切さを、社会に広めていくとともに



に、親やきょうだいの方々にも伝えていきたいと考えています。

きょうだいが自分の人生を良くしていけるように、自分が心身共に健康で幸せになっていけるように、きょうだいの会も活動できればと思っています。最終的に、障害がある方や親御さん、きょうだいの健康や幸せにもつながっていったらいいなと思っています。

最後に伝えたいこと

私は全国きょうだいの会の活動を通して、先輩方から、次のような言葉をいただきました。

「周りと違う環境でも目指したいものを目指していいんだよ」「きょうだいは、結構難しい立場だと知ること、気持ちが楽になることもある」「親からいろいろな意見があるかもしれないけど、自分がやってみて楽しいなと思える仕事はどんな仕事でも立派だよ」「正解は一つじゃない。辛かったら我慢しないで、誰かに悪いと思わないで、違うことをやってみよう。自分のやりがいのあることに繋がれたら最高だよ」

本日ご参加の皆さんは、相談員として、親やきょうだいの方から相談される場合があると思います。温かい相談相手、味方でいていただけたらありがたいです。



質 疑 応 答

Q

障害者が入院したとき、病院から入院したときの身元保証人を立てて下さいと言われたら、きょうだいは法律的にどのような位置づけになるのでしょうか。

入院時の身元保証人に関しては、基本的には入院費の支払いの保証になります。法律で、きょうだいは身元保証人になる義務はないけれども、病院側としては家族に意向を確認するでしょう。病院によっては、「誰か身元保証人として立ててください」「成年後見人がついてれば、保証金がなくても入院できます」という病院もあります。

今、障害者や高齢者の身元を保証しますという民間サービスもありますが、ほぼ何のルールもない状態でやっているの、いろいろと問題になっています。民間サービスの利用にあたって、契約料や実際のサービス内容が社会的に適切かどうか、しっかり見極める必要があると思います。

A

Q

関わっている家族のことで相談があります。子どもは2人で、2人とも知的障害があります。現在、父親には借金があり、母親はなかなか働けなくて引きこもりがちです。ゆくゆく、父親の借金の返済が問題になってくると思いますが、どのようにアドバイスしていけばいいのでしょうか。

基本的には父親の借金は父親のもので、たぶん子どもたちは保証人にはなっていないと思います。法律的には、子どもたちには返済する義務はありませんが、子どもたちの障害年金等が借金返済に充てられていたり、家族が子どもたちの障害年金で生活をしている場合には、子どもたちを保護する必要がある場合もあります。状況にもよりますが、もしかしたら、子どもたちに成年後見人をつける必要性も出てくるかもしれません。

親の借金自体は、子どもたちは親が亡くなったのを知った後、3カ月以内であれば相続放棄ができます。財産のプラスマイナスを考えて、引き継ぐか引き継がないかと判断する人が必要になってくると思います。

A



茨城県手をつなぐ育成会 永井 立雄会長



茨城県知的障害者相談員連絡協議会 嶋田 みち子会長



研修会の様子

【全国障害者とともに歩む兄弟姉妹の会】

全国障害者とともに歩む兄弟姉妹の会は、兄弟姉妹に障害者がいる人たち（きょうだい）を中心とした団体です。

きょうだいの抱える課題の解決のため、障害者支援、きょうだい支援、家族支援を訴え、福祉の充実を目指して活動しています。

全国きょうだいの会の活動については、ぜひ、ホームページをご覧ください。

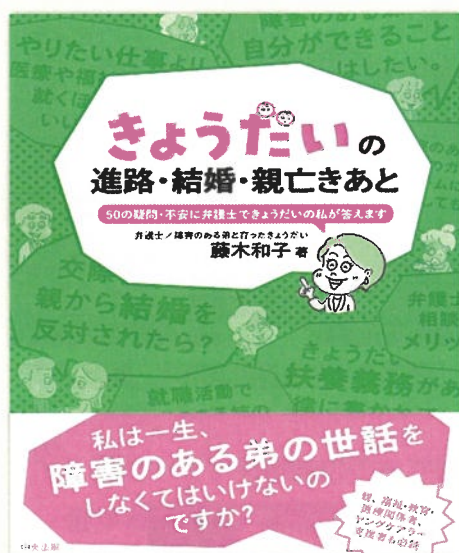
ホームページは
コチラから



<https://kyoudaikai.com/>



click!



出版社：中央法規出版

「講師 藤木和子氏の著書紹介」

障害のある兄弟姉妹のきょうだいが抱える悩みや疑問、不安に思う50のテーマについて、弁護士であり、きょうだい当事者である藤木和子氏が分かりやすく答えています。

茨城県知的障害者相談員連絡協議会 事務局

〒310-0851 水戸市千波町1918

セキショウ・ウェルビーイング福祉会館 2F

茨城県手をつなぐ育成会

障害者なんでも相談室 内

TEL 029-244-9588

FAX 029-243-3854